

「日本放送協会の『放送法第20条第2項第2号及び第3号の業務の実施基準』の変更の認可申請に対する総務省の考え方についての意見募集」の結果

I 意見募集期間

- ・平成29年5月27日から平成29年6月26日まで

II 提出された意見の件数、意見提出者

- ・提出された意見の件数： 11件

(1) 放送事業者から提出された意見： 6件

意見提出者（提出順）： 日本テレビ放送網株式会社、株式会社テレビ信州、西日本放送株式会社、株式会社毎日放送、南海放送株式会社、読賣テレビ放送株式会社

(2) その他： 5件

意見提出者（提出順）： 一般社団法人日本民間放送連盟、個人（4者※）

III 提出された意見と総務省の考え方

- ・別添のとおり。

※ 本意見募集とは関係のない御意見（2件）に対して、総務省の考え方は示しませんが、意見として承っております。

提出された意見と総務省の考え方

○「日本放送協会の『放送法第20条第2項第2号及び第3号の業務の実施基準』の変更の認可申請に対する総務省の考え方」に対する意見と総務省の考え方

1. 結論（IV）に対する意見

提出された意見	意見に対する総務省の考え方
<p>●「利用者保護」「成果の分析・公表」を条件に認可するという総務省の考え方に賛成します。</p> <p>【一般社団法人日本民間放送連盟】</p> <p>同旨：日本テレビ放送網株式会社、株式会社テレビ信州、西日本放送株式会社、南海放送株式会社、讀賣テレビ放送株式会社</p>	<p>御意見については、認可申請に対する考え方に賛同する意見として承ります。</p>
<p>●NHKは、放送法第81条の「地域放送義務」との整合性から、放送のインターネット同時配信においても地域制御を行うべきと考えます。</p> <p>【日本テレビ放送網株式会社】</p> <p>同旨：一般社団法人日本民間放送連盟、株式会社テレビ信州、西日本放送株式会社、南海放送株式会社、讀賣テレビ放送株式会社</p>	<p>御意見については、今後のインターネット活用業務のあり方に関するものであり、現在総務省の有識者会議等で議論されているものであることから、参考意見として承ります。</p>
<p>●今般、2号受信料財源業務等の一部を委託等で外部事業者に担わせるうえで、例外的な場合がありますが、外部事業者の配信基盤のルールに従い、当該提供の対象地域を一部地域とすることは極めて適切な方針であると考えます。</p>	<p>御意見については、認可申請に対する考え方に賛同する意見として承ります。</p>

<p>【一般社団法人日本民間放送連盟】 同旨：日本テレビ放送網株式会社、株式会社テレビ信州、西日本放送株式会社、南海放送株式会社、読賣テレビ放送株式会社</p>	
<p>NHKが、ラジオのメディアとしての有効性等について他の放送事業者と行う周知活動の一環として提供を実施する場合に、その配信が地域制限の下で行われることは妥当と考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ラジオが地域の情報流通に重要な役割を果たしていることは言を俟たない。 ・NHKラジオが地域制限の下で、今般、配信を行うことは、地域のリスナーの情報確保に寄与するだけでなく、IPサイマルラジオが、民放のみならずNHKも同じアプリ上で利用できることになり、ラジオ・メディア全体にとって有益となりうる。 ・実験期間を通して得られた結果やデータについては、今後のラジオおよびradikoの普及の一助となるよう、関係者と情報を共有することを要望する。 <p>【株式会社毎日放送】</p>	<p>御意見については、認可申請に対する考え方に賛同する意見として承ります。</p> <p>なお、ラジオのメディアとしての有効性等について他の放送事業者と行う周知活動の一環として国内ラジオ放送の提供を実施する場合において、日本放送協会（以下「協会」という。）の当該提供の成果についての分析を行うとともに、その結果について適切に公表を行うことを認可条件としています。</p>

2. 全体に対する意見

提出された意見	意見に対する総務省の考え方
<p>安保法案 共謀罪 など重要な国会および委員会中継を行わない 与党のいい加減な答弁を編集してニュース放送する</p>	<p>今回申請のあった業務を認可することにより、ラジオ放送番組の提供対象地域を日本国内に限ることとする実施基準の取扱いが変わるものではありません。</p> <p>その他の御意見については、本意見募集の対象に対する直接の御意見ではないため、参考意見として承ります。</p>

<p>など NHK は下に添付した放送法に逸脱している そのような放送局がインターネットで海外向けにラジオ放送する価値はない 変更をみとめる必要はない</p> <p>第一条 この法律は、次に掲げる原則に従つて、放送を公共の福祉に適合するように</p> <p>第四条 放送事業者は、国内放送及び内外放送（以下「国内放送等」という。）の放送番組の編集に当たつては、次の各号の定めるところによらなければならない。</p> <p>二 政治的に公平であること。 三 報道は事実をまげないですること。 四 意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること。</p> <p>【個人 1】</p>	
<p>当方としては、 >日本放送協会から申請があった放送法第 20 条第 2 項第 2 号及び第 3 号の業務の実施基準の変更案 での変更について反対である。 理由は、これによって NHK の放送内容が当該地域独自のものとなる余地が発生するために、当該地域の住人の一部に対して特有の効果をもたらす様なラジオ等を用いた嫌がらせ行為や犯罪行為が行われる可能</p>	<p>今回申請のあった業務を認可することにより、協会の放送対象地域の取扱いが変わるものではありません。</p>

性が大きくなるからである。

「対象地域」というのが、例えば、「関東甲信越ブロック」「中国ブロック」の様な大きな枠であれば、気象情報や地元ニュースなどの放送のために既に行われているのであるし、そして利益もあるものであると思われるのであるが、それ以上の「対象地域」の細分化は、益になる部分よりも害になる部分の方が多いと思われるので、国民として認める事が出来ない。

（ある一地域だけ、国家公安上大問題となる様な虚偽の放送がなされ、そして問題が起こった後にはその事について外部に照会を行う事が困難となる（なりうる）様な変更が行われるのは、容認出来ない。）

よって、総務省は、この変更について、不許可としていただきたいと考える。

意見は以上である。

【個人2】